



J-クレジット購入・利用時に 理解しておくべきポイント

株式会社ウェイストボックス

CONTENTS

目次

01

GX政策の目的と
GX-ETSにおけるカーボンクレジットの扱い

02

カーボンクレジットの概要と
J-クレジット制度について

03

カーボン・オフセットでの活用

会社名	株式会社ウェイストボックス
設立	2006年2月2日
拠点	本社：愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル16F TEL : 052-265-5902 支社：東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル3階 O Club内
資本金	2億2100万円 ※資本準備金含む（2023年4月時点）
代表取締役	鈴木修一郎
従業員数	40名
事業内容	気候変動を中心とした環境コンサルティングサービス ・国際規格に対応した情報開示支援 ・製品カーボンフットプリント算定事業 ・クレジット・環境価値創出評価事業 ・セミナーや講演会の実施 等
主要株主	鈴木修一郎（創業者） E N E O S イノベーションパートナーズ合同会社 三井住友信託銀行株式会社 N O B U N A G A キャピタルビレッジ株式会社 みずほキャピタル株式会社 株式会社りそなホールディングス あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 株式会社NTTデータ TOPPANエッジ株式会社



強みその1

業界のパイオニアとしての多業種にわたる豊富な支援実績

弊社が創業したのは2006年。昨今のように、世の中の環境意識が高まる前でした。

創業以来15年以上にわたって気候変動問題に取り組み続け、カーボンフットプリントやScope1,2,3算定、CDP回答支援など、業界に先駆けたサービスを数多く提供してきました。

とりわけ「CO₂見える化」に関しては幅広い業種において国内随一の実績を有し、「組織単位」「プロダクト」「プロジェクト」の各側面から、企業のあらゆるニーズに対応したサービスをご提供します。

東証プライム

取引先企業数

250 社以上

GHGプロトコルに基づく

排出量算定

200 件以上

SBT認定

取得支援

50 件以上

※通常版SBTのみ

カーボンフット
プリント算定**1500** 品目以上

CDP質問書

回答支援

年間 70 件以上クレジット
創出支援**100** 件以上

※数値は2023年10月時点

強みその2

気候変動関連の主要団体と連携し、業界の最新動向を提供

CDP気候変動コンサルティング＆SBT支援パートナーとして認定

複数のCDP回答企業の推薦により、活動実績が認められ、CDP認定パートナーとしてパートナーシップ契約を締結しました。日本で唯一のCDP気候変動コンサルティング兼SBT支援パートナーとして認定されました。(2023年8月現在)



J-クレジット制度のプロバイダー認証事業者

J-クレジット制度に基づいて認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という）の創出や活用の促進を目的とした認証事業者「J-クレジット・プロバイダー」に登録されています。J-クレジット・プロバイダーは、弊社を含めて国内で7社のみです。（2023年8月時点）



国内外の最新GHG原単位ライセンスを保有

Scope1,2,3算定や、製品単位のLCA（ライフサイクルアセスメント）に使用するGHG排出係数データベースについては、SimaPro8、LCA for Expert（旧GaBi）、IDEAv3などの商用ライセンスを保有しており、常に最新版の原単位を用意しています。



その他の加盟団体等

- LCA日本フォーラム
- CFPフォーラム
- REDD+プラットフォーム
- カーボンオフセット協会 プロバイダー
- 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (J-CLP)
- 気候変動イニシアティブ (JCI)
- 環境パートナーシップCLUB (EPOC)
- 中部カーボンオフセット推進ネットワーク
- 名古屋商工会議所（名商ECOクラブ）



ウェイストボックスでは、大きく3つの枠でサービスを提供しています。



組織の排出量把握・情報開示支援事業（組織単位）

ウェイストボックスでは、サプライチェーン排出量の把握、削減目標の設定、削減活動の実施、取り組みの情報開示を含む、カーボンマネジメントサイクルを回すことが重要と考えており、それぞれのステップに対応したサービスをご提供しています。



製品単位の環境影響評価事業（製品カーボン・フットプリント、LCA等）

商品・サービス毎の環境負荷に関する評価やCFP(カーボンフットプリント)の算出を行います。また、自社の商品・サービスの付加価値向上を目的としたカーボン・オフセット認証取得など、個別商品、サービスやイベントに関する算定・認証を支援します。



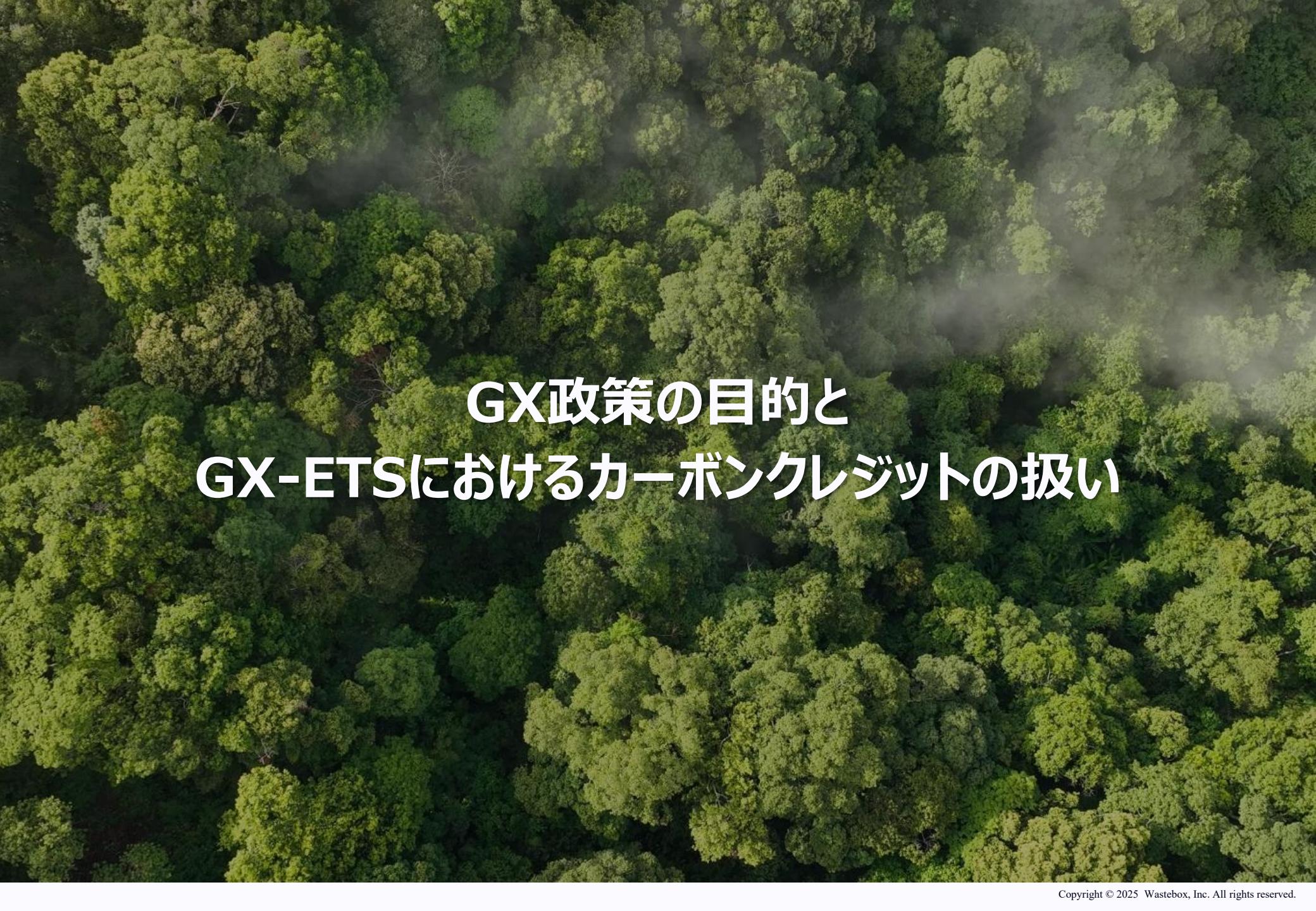
環境価値創出事業（プロジェクト単位）

目的・用途に応じて最適な再エネ証書とクレジットの調達と販売を行います。また、クレジット創出のためのプロジェクト登録やモニタリング報告の支援など、クレジット化に向けてトータルでサポートします。



アドバイザリー

環境分野全般のご相談対応やアドバイスなどを行います。



GX政策の目的と GX-ETSにおけるカーボンクレジットの扱い

改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

2023年5月にGX推進法が成立し、「GXリーグ」等の取り組みが進められてきた。その結果を受けて、2025年5月に、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立した。

①制度対象者

- CO₂の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

②移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。
→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③排出枠の保有義務

- 排出枠の割当ての申請
 - 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
 - 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。
- 排出量の算定・報告
 - 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。
- 排出枠の保有
 - 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。
- 不履行時の扱い
 - 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④価格安定化措置

- 政府は、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。
- 一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整とともに、割当基準の強化を検討。

⑤排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

GXリーグ活動概要

2020年	10月 12月	2050年カーボンニュートラル宣言 グリーン成長戦略 →「成長に資するカーボンプライシングの検討」指示あり
2021年	2月 8月 12月	経産省研究会で議論開始 「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」 中間整理 →カーボンクレジット市場の創設と CNトップリーグ構想（仮称） を提言 研究会として「GXリーグ基本構想案」を提言
2022年	2月 6月 7月 9月 12月	「GXリーグ基本構想」発表 (→ 440社からの賛同) 2022年度の活動（準備期間）キックオフ →「未来像」とルールメイキングWGを順次開始 官邸→「GX実行会議」設置 GX ETS議論開始 官邸→「成長志向型CP構想」含めた「GX基本方針」とりまとめ
2023年	2月10日 4月以降	「GX基本方針」と「GX推進法案」を閣議決定 「GXリーグ」本格的な活動を開始

①
自主的な
排出量取引
(GX-ETS)
実践

参画企業が自ら目標を掲げて、GX投資とGHG削減及び社会に対する開示を実践する場です。

②
市場創造の
ためのルー
ル形成
共創

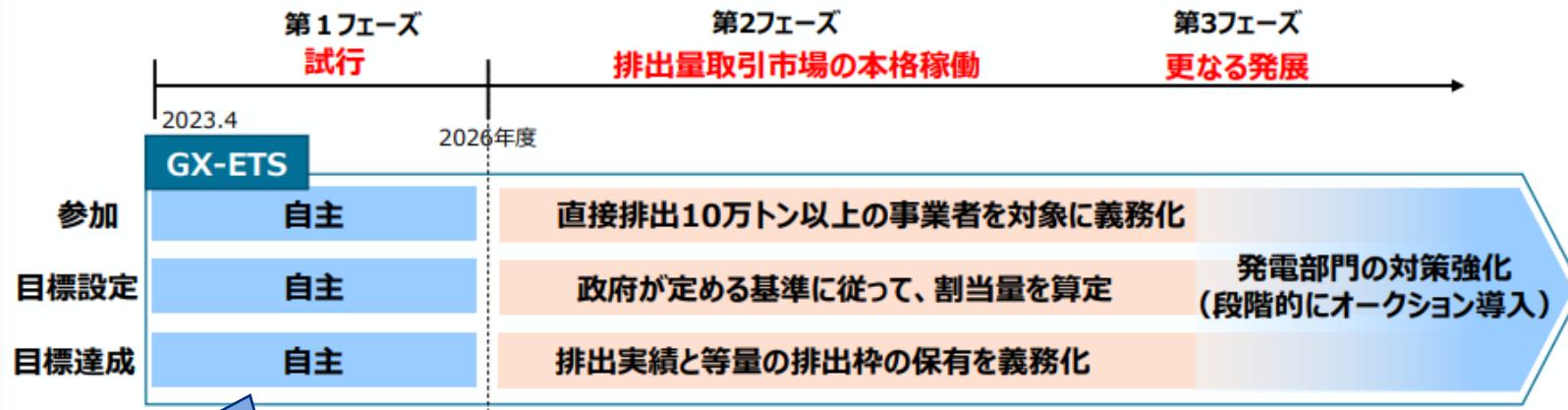
③
ビジネス
機会の創発
対話

④
GXスタジオ
交流

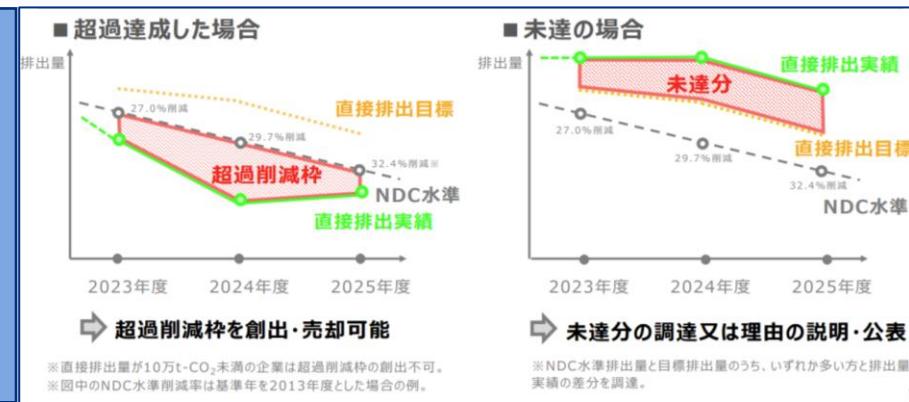
排出量取引制度の段階的発展について

- 2023年度より、カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加する「GXリーグ」において、**自主的な排出量取引制度を試行**。日本の温室効果ガス排出量の5割超を占める企業が参加。
- GXリーグにおける試行的取組の成果を踏まえ、**2026年度より、排出量取引を義務化**。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



- 直近年度から直接・間接排出量の総量が減少し、かつ直接排出量がNDC水準を下回る場合、その分の削減価値を「超過削減枠」として売却可能
- 目標未達の場合、超過削減枠やカーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明



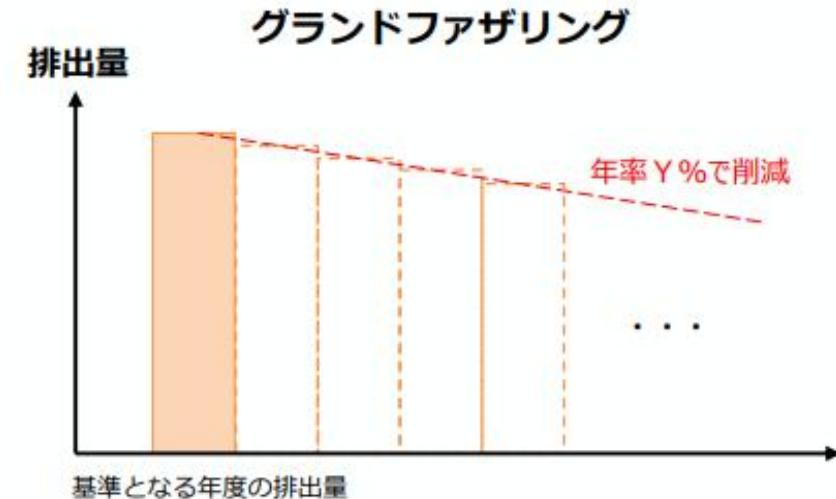
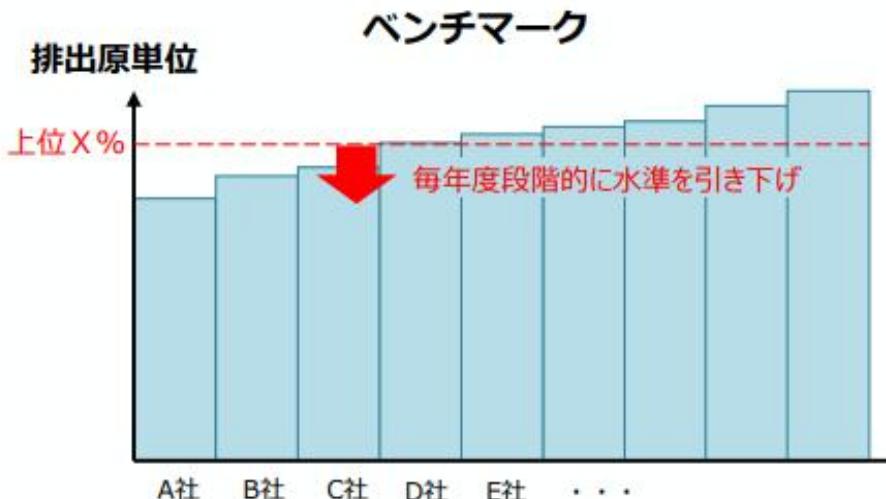
| ベースとなる基準活動量・基準排出量について

- 排出量や活動量は経済活動の変動等の影響を受けるため、**年度によってばらつきが生じ得る。**
- こうしたばらつきの影響を緩和するためには、基準活動量・排出量を**複数年度の平均とすることが望ましい。**
- 諸外国制度においては、3～5か年の平均値等を基準としているが、算定対象期間が長期に渡るほど企業における**データ収集のためのコストが増加することや、GX-ETS第1フェーズにおける制度の実施期間（2023-2025）において、多くの企業が排出量の算定・検証を行っていることを踏まえ、制度対象となる直前の3か年度（2026年度から対象となる場合は2023-2025）を基準とする。**

EU-ETS	K-ETS
過去5か年（※）平均 / 中央値 ※フェーズ毎の基準期間は以下の通り。 第4フェーズ（2021-2025）：2014年-2018年 第4.5フェーズ（2026-2030）：2019年-2023年の中央値	過去3か年（※）平均 ※各計画期間の開始4年前から3年間。

ベンチマークとグランドファザリング

- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を決定。
- ベンチマークの水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度（2023年度～2025年度）の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度（2023年度～2025年度）の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

割当におけるその他の勘案事項

- GX推進法に基づく「政府指針」において、産業分野別に割当量の算定方法を提示していく。
- ベンチマークやグランドファザリングを基礎としつつ、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準（※1））
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×（1－目指すべき削減率（※1））

+

その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前（※2）に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種（※3）に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

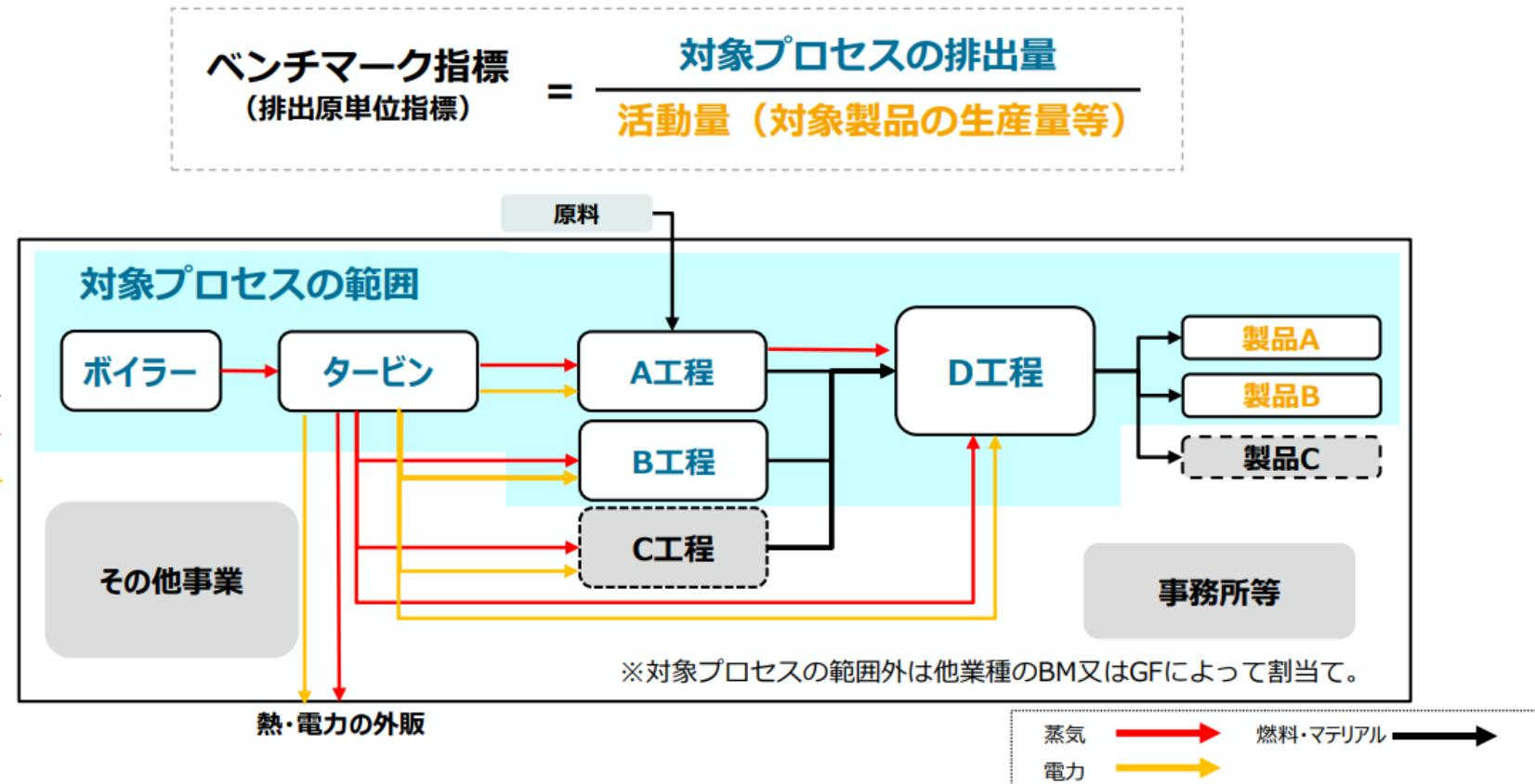
※1具体的な水準については法案成立後に検討。そのうえで、フェーズ期間中においても、炭素価格の状況等も踏まえて、見直しを行うことも検討。

※2過去のどの時点まで遡るかは執行可能性等も踏まえて検討。

※3カーボンリーケージ業種の定義については諸外国制度も参考としながら今後検討。

業種毎の検討事項

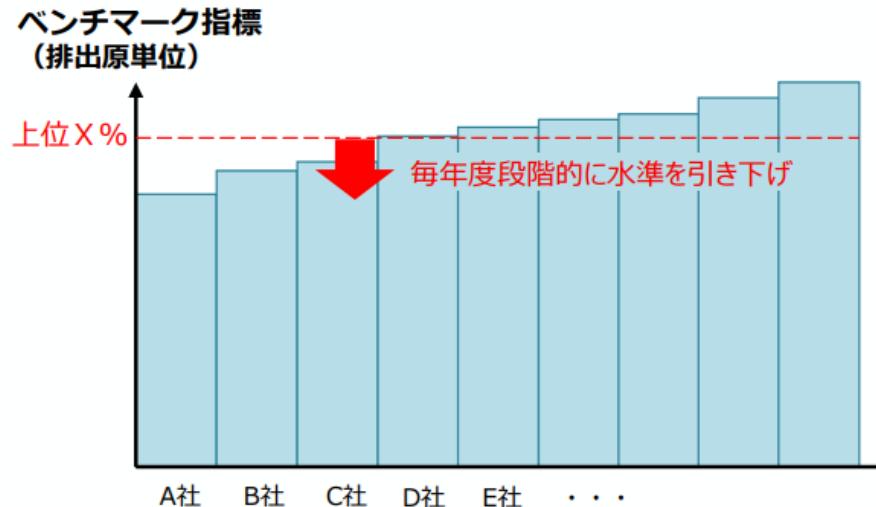
- ベンチマーク指標は、特定の製品の生産量等を分母、当該製品の生産プロセスにおいて発生する排出量を分子とした排出原単位として定義される。
- 各検討対象業種において、活動量の定義及び対象プロセスの範囲について定める必要。



| ベンチマークによる割当の考え方

- 本制度では、**ベンチマークの水準を毎年度段階的に引き下げていくことを想定。**
- 各年度における目指すべき水準については、**事業者の排出削減に要する現実的な時間軸を踏まえつつ、排出削減に向けた投資を着実に促すものとすることが重要。**

ベンチマークによる割当方法の概要



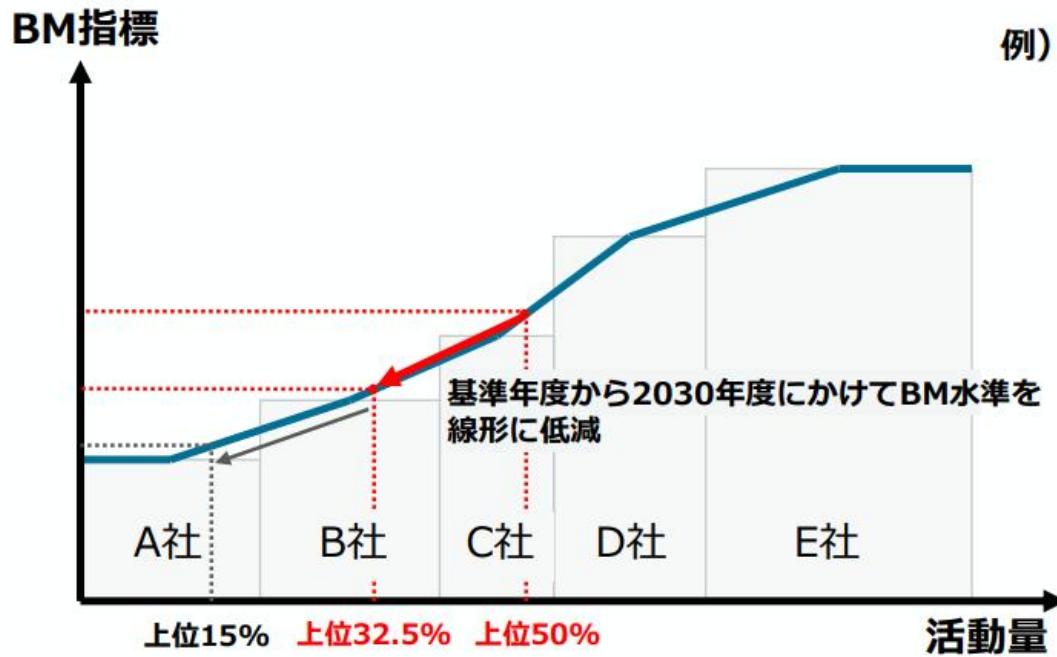
- 同業種内の上位 X % 水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度開始直前の 3か年度（2023年度～2025年度）の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

業種毎のBM水準の考え方

- 省エネ法等の取組を踏まえると、ある時点のトップランナー水準（上位15%程度）に業種全体として到達するまでには、**10年程度を要する。**
- 基準年度における標準的な排出原単位を上位50%水準**とすると、5年後の**2030年度時点のBM水準**は、上位15%と50%の中間である**上位32.5%**とすることが妥当ではないか。
- なお、2030年度より前の各年度のBM水準については、基準年度（上位50%）と2030年度（上位32.5%）を線形補完して算出する。



例) 上位50% : 1.50t-CO2/t、上位32.5% : 1.20t-CO2/tの場合

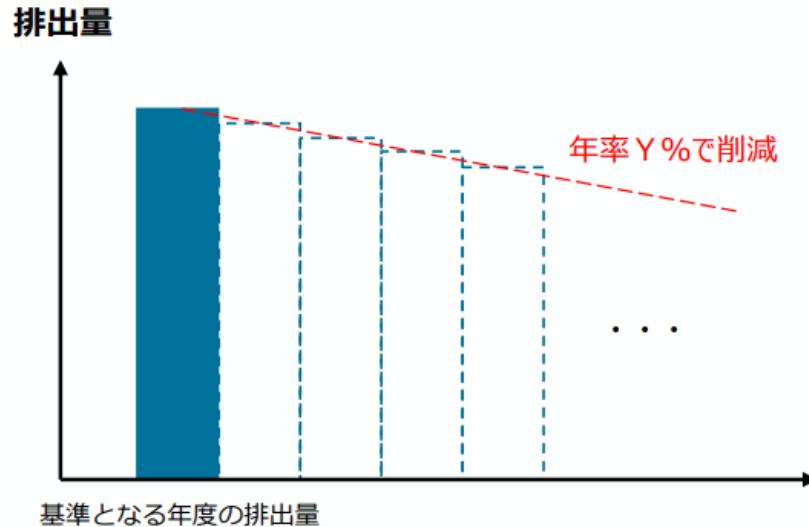
年度	ベンチマーク水準 t-CO2/t-製品
基準年度	1.50 (上位50%相当)
2026年度	1.44
2027年度	1.38
2028年度	1.32
2029年度	1.26
2030年度	1.20 (上位32.5%相当)

※ 業種毎の上位〇%水準は、事業者数ベースのパーセンタイル値ではなく、活動量による重みづけを行って算出。

| グランドファザリングによる割当ての考え方

- 今回の検討において、ベンチマークの適用対象とならなかった排出源については、グランドファザリングによる割当てを行う。
- グランドファザリングにおける割当量の削減率については、ベンチマークによる削減水準との公平性にも配慮して定める必要がある。
- また、エネルギー起源CO₂と比べて排出削減の手段が限定的であるプロセス由来のCO₂についても、適切な水準を検討する必要がある。

グランドファザリングによる割当方法の概要



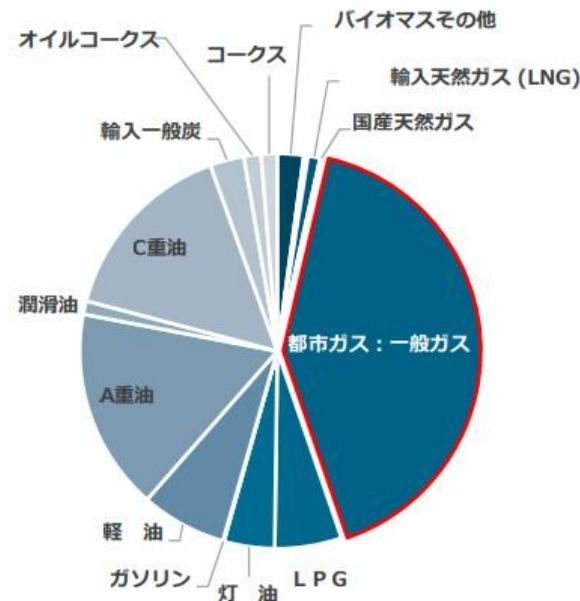
- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度開始直前の3か年度（2023年度～2025年度）の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

エネルギー起源CO2の削減率の考え方

- BM対象業種においては、製品あたりの排出原単位を指標とすることが困難な場合には、燃料転換の状況を評価する指標として燃料ベンチマークを採用する方向で検討。
- GF対象についても、燃料転換による削減ポテンシャルを見積もることで、目指すべき削減率を検討してはどうか。
- GF対象分野では、既に4割程度のエネルギーは排出係数の低い都市ガスに転換済み。残りのエネルギーについても、都市ガス相当までBM同様の時間軸で削減を進める場合、年率1.7%の削減が必要。

GF対象分野の燃料構成



削減率の考え方

GF対象分野の平均的な排出係数 : 61.8 t-CO2/TJ

今後10年間で改善
(年率1.7%削減)

上位水準の排出係数 : 51.3 t-CO2/TJ
(都市ガスの排出係数)

※ 図は総合エネルギー統計より事務局作成。製造業及び運輸部門、エネルギー転換部門及びこれに関連する業種のうち、現在検討されているベンチマークによって排出量の太宗がカバーされると考えられる業種を除外。該当業種において消費されている燃料を排出係数の小さい順に表示。

カーボン・クレジットの使用上限（海外のケース）

- カーボン・クレジットは、**制度対象外の幅広い主体も含めた排出削減の促進や、除去・吸収の先行的な取組を制度上評価する観点から重要である一方、排出枠の需給に影響を与え、適切な価格形成を妨げるとの指摘もある。**
- 諸外国では、排出枠の需給への影響を抑制する観点から、制度対象者による使用量に上限を設定。上限の水準は、多くの制度において**5%～10%程度の水準に設定され、一定期間ごとに見直しが行われている。****
- 我が国においても、こうした諸外国の事例を参考しつつ、**国内でのカーボンクレジットの取引の状況等を踏まえ、制度上の扱いについて検討が必要。**

国・地域	利用可能なクレジット		使用上限等
	国内	海外	
EU	×	×	<ul style="list-style-type: none"> Phase1よりクレジット活用可能。Phase2は国別に使用上限あり。 Phase3よりEU全体の使用上限を導入 (Phase2～3のクレジット使用量の上限をPhase2の割当量の11%とする。) Phase 4より外部クレジットの活用不可に見直し。 排出量取引における除去・隔離の取扱いの可能性について検討中。
米・加州	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 償却すべき量に対して、以下の範囲内でクレジットの活用が可能。 2013 - 2020 : 償却量の8% 2021 - 2025 : 償却量の4% 2026 - : 償却量の6%
韓国	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 償却すべき量に対して、以下の範囲内でクレジットの活用が可能。 2015 - 2020 : 償却量の10% 2021 - 2025 : 償却量の5%

GX-ETSとクレジットの関係

- GX-ETS（排出量取引制度）は企業に排出削減義務を課し、“クレジット”は柔軟な対応手段。
- クレジットの利用により自社の排出枠超過分を補てんできる。
- **Jクレジット・JCMクレジットが利用対象。**
- クレジットについては、排出枠同様に取引を通じて義務履行を可能とする手段であり、両者を同等に扱う観点から、制度対象（直接排出10万トン以上であるか）の判定や、基準排出量・ベンチマーク水準を算定する際の排出量については、クレジット無効化量を控除しない。
- CCUSや森林吸収については、SHK制度における議論の状況や、第三者による検証の手続の整備状況も踏まえて、本制度における扱いについて将来的に検討していく。

GX-ETSで使えるクレジットの種類と上限（案）

- **使用できるのはJクレジット・JCMクレジットのみ**
- ボランタリークレジット等は対象外
- 排出枠の10%までクレジットで充当可能（例：年間10万tCO₂の排出義務なら最大1万t分）

次回以降の予定

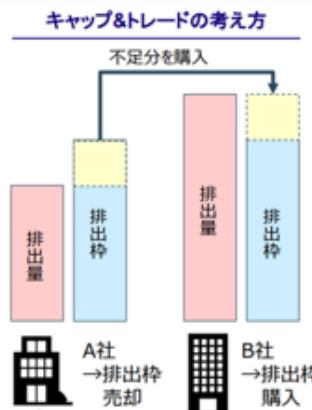
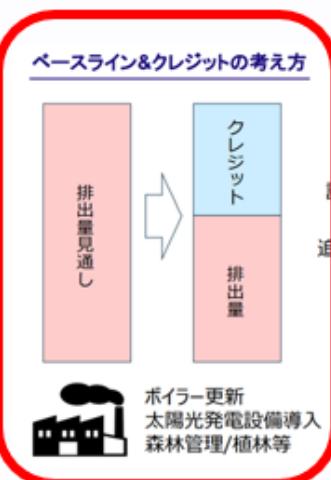
7月2日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会の設置 ・ 制度対象・算定・確認に関する考え方
8月7日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当ての全体像、基準排出量・活動量の考え方
9月18日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当てにおける勘案事項（早期削減、リーケージリスク、研究開発投資）
10月17日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマーク・グランドファザリングの割当水準
11月頃	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別論点（リーケージリスク緩和措置等） ・ 移行計画 ・ 上下限価格の検討にあたって考慮すべき事項 等
12月以降		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下限価格の具体的水準 ・ とりまとめ
2026年度 4月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量取引制度の開始



カーボンクレジットの概要と J-Credit制度について

カーボン・クレジットとは

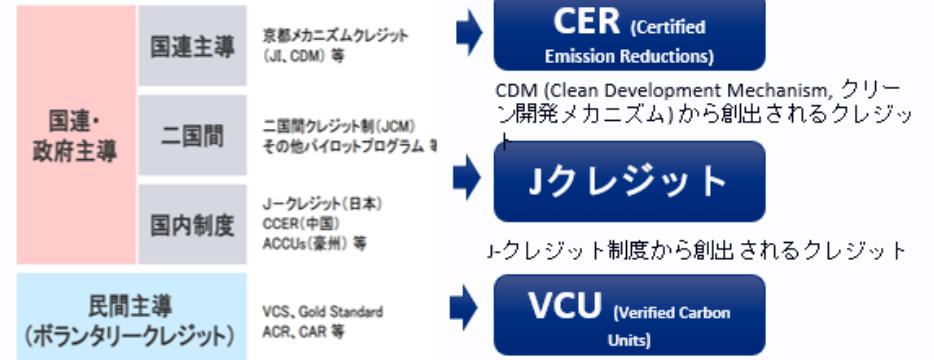
一般に、ベースラインと比較した時の温室効果ガス排出削減量や吸収量をクレジットとして認証したもの（ベースライン＆クレジット制度のクレジット）を指す



カーボン・クレジット制度の中には、排出枠を補完するものとして、カーボン・クレジットの購入を認めているものもある

クレジットの種類(制度別)

国連、各国政府や、民間セクターが様々なクレジット制度を運営



排出回避/削減

自然ベース

- REDD+
- その他の自然保護等

技術ベース

- 再生可能エネルギー
- 設備効率の改善
- 燃料転換
- 輸送効率改善
- 廃棄物管理 等

固定吸収/貯留

自然ベース

- 植林・再植林
- 耕作地管理
- 泥炭地修復
- 沿岸域修復
- 森林管理
- 草地保全 等

技術ベース

- Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCs)
- Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage (BECCS)
- Enhanced weathering
- バイオ炭 等

日本・海外の主なカーボンクレジット制度



【日本国内】J-クレジット制度

- ・経済産業省・環境省・農林水産省が制度管理者となり、2013年より運営されているカーボン・クレジット制度。東証での取引が開始された。
- ・省エネ・再エネ・森林等のプロジェクトを対象に日本で創出されたカーボン・クレジットを認証している。
- ・再エネ電力・熱由来のJ-クレジットは再エネ証書としても使用可能
- ・GXリーグ適格プロジェクト



【海外ボランタリーカーボンクレジット制度】VCS (Verified Carbon Standard)

- ・Verraという団体が、2005年に設立した認証基準・制度。
- ・森林や土地利用に関連するプロジェクト（REDD+を含む）や湿地保全による排出削減プロジェクトなど多様なプロジェクトが実施されている。
- ・グローバルで創出されるクレジット・排出削減・吸収に加え、生物多様性保全の価値も含む「CCB」、SDGsへの貢献の価値も含む「SDVISta」もある。農業系やREDD+のプロジェクトに強い。



【海外ボランタリーカーボンクレジット制度】The Gold standard

- ・2003年にWWFとその他のNGOによって設立された。
- ・現在では80以上のNGOが賛同し、70カ国以上で1,100以上のプロジェクトが実施されている。
- ・ボランタリーカーボンクレジット、コンプライアンス型カーボンクレジットのための厳格な認証制度。
- ・再生可能エネルギーと調理用クックストーブのプロジェクトに強い。

種類	主な対象活動
省エネ系	高効率な設備の導入や燃料転換で化石燃料や電力の使用を削減 例：ボイラー・工業炉・コーチェネレーション・電気自動車・照明設備等
再エネ系	再エネ設備を導入し化石燃料や系統電力の使用を削減 例：木質バイオマス、太陽光、バイオ燃料、廃棄物由来燃料等
吸収系	適切な森林管理や植林により吸収量を確保 例：森林管理、植林、再植林

種類	主な対象活動
排出削減系	農業、エネルギー効率改善、燃料転換、漏洩、工業ガス、生産、再エネ、輸送、廃棄物等
排出回避系	REDD+（森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガス排出量の削減）等
吸収系	森林管理、植林/再植林等

種類	主な対象活動
吸収系	森林管理、植林/再植林/農業/農林業/土壤有機など
排出回避系	バイオマス、太陽光、風力、クックストーブ、輸送、再エネ、廃水処理 など

J-クレジット制度の概要

- J-クレジット制度は、**日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度**で、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



クレジット種別による活用先一覧

- 活用方法によっては、使用できるJ-クレジットの種類が限られているため、注意が必要です。

	再生可能エネルギー (電力) 由来クレジット	再生可能エネルギー (熱) 由来クレジット	省エネルギー 由来クレジット	森林吸収 由来クレジット	工業プロセス、 農業、廃棄物 由来クレジット
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
省エネ法での報告 (定期報告における非化石エネルギー使用量の報告)	○※1	○※1	△※1※2	×	×
カーボン・オフセットでの活用	○	○	○	○	○
GXリーグにおける排出量実績の報告	○	○	○	○	○
CDP質問書での報告	○※1※3	○※1※4	×※5	×※5	×※5
SBTでの報告	○※1※3	○※1※4	×	×	×
RE100での報告	○※1※3※6	×	×	×	×
SHIFT事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成	△※7	△※7	△※7	○	△※7

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由來のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由來のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※6 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由來の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※7 2022年10月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・原則として、設備稼働日より15年を超えたプロジェクト由來の再エネJクレ使用不可。

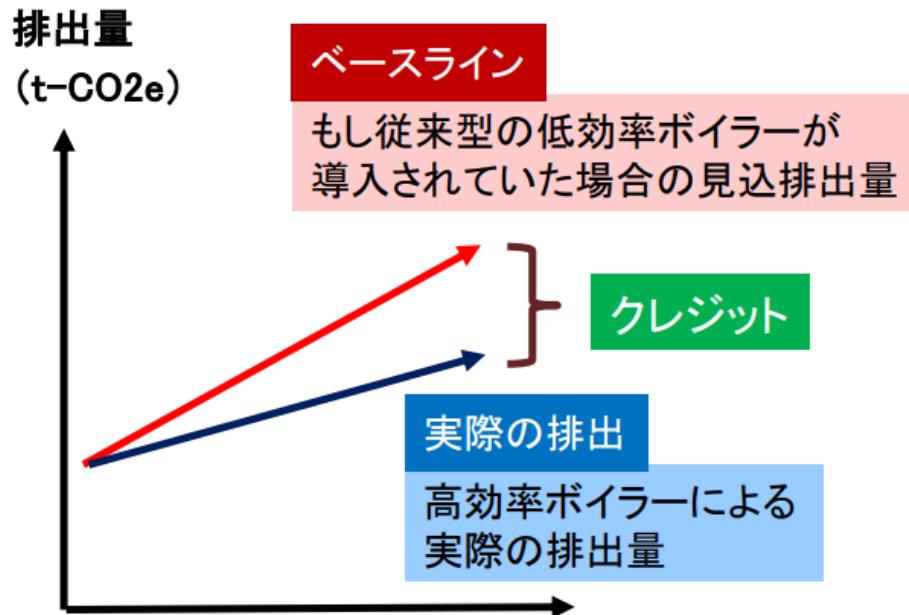
詳細はRE100のHPをご覧ください。

※8 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

証書とクレジットの違い

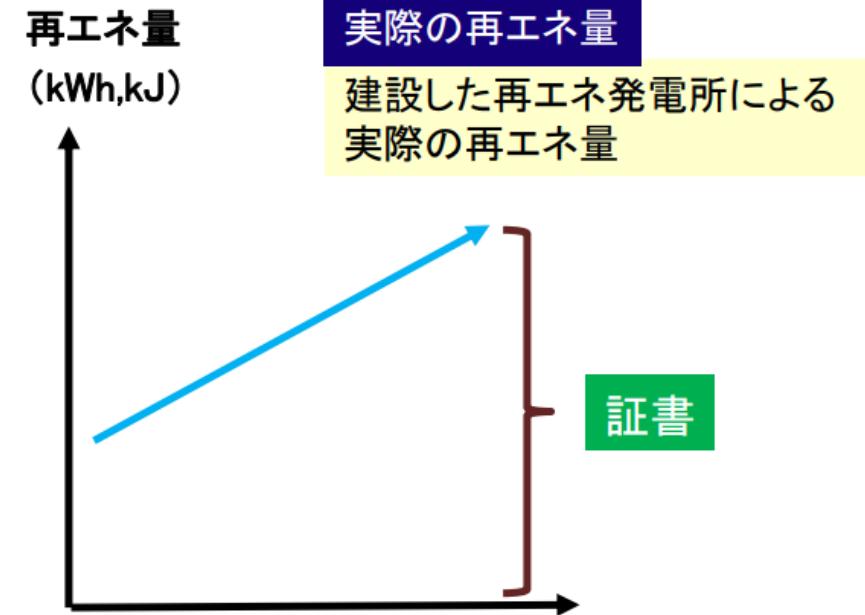
- クレジットは温室効果ガス排出削減量「t-CO₂」単位で認証するものである一方、証書は再生可能エネルギー由来の電力量・熱量を「kWhやkJ」単位で認証するもの。

クレジットの考え方



- ベースラインに基づくGHG削減・吸収量を評価したもの。
- 自社の排出量 (t-CO₂e) を、別途調達したクレジットによってオフセットすることができる。

証書の考え方



- 主に電力に関して発行され、その属性（発電日時、発電所、発電方式等）を保証する証明書。
- 外部調達した電力等 (Scope2) について、その属性を付加価値として訴求することができる。

証書とは

- 証書とは、自然エネルギーの電力が生み出す環境価値の証明書のことです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 電力の購入と切り離して自然エネルギーの比率を高められる 発電設備を特定しやすい（証書の種類による） 単発で購入が可能（電力メニュー変更不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の調達コストに追加で費用が発生 追加性は自家発電やコーポレートPPAと比べて劣る 証書購入のみの再エネ調達方法を望ましくないと考える傾向が強まっている

- 日本国内で入手可能な証書

＜参考＞	①グリーン電力証書	②J-クレジット（再エネ由来）	③FIT非化石証書（※）
運営主体	民間（日本品質保証機構）	経済産業省、環境省、農林水産省	日本卸電力取引所（JEPX）
取引対象	再エネ発電電力量（kWh）	CO2排出削減量（t-CO2）	再エネ発電電力量（kWh）
購入可能者	誰でも可		2021年11月～ 需要家も購入可
転売	×	○	×
電源種別	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス		

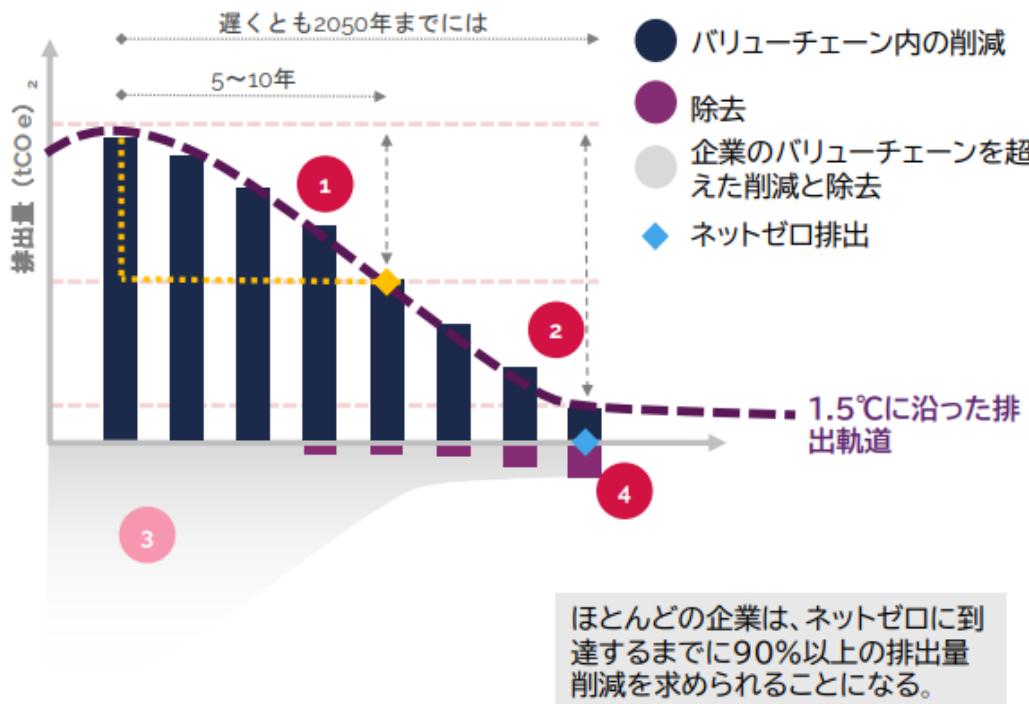
※2021年11月以降は、FIT非化石証書とともに非FIT非化石証書（再エネ指定・再エネ指定なし）が加わり、市場で需要家も直接購入可能に。

CDP質問書での報告

CDP質問書でカーボンクレジット（オフセット含む）について記載できる主な設問です。

設問番号	内容・概要
7.79	貴社では、報告年内にプロジェクトベースのカーボンクレジットを無効化しましたか。 (情報開示レベル：最大1/1ポイント)
7.79.1	貴社が報告年内に無効化したプロジェクトベースのカーボンクレジットの詳細を記入してください。 ※7.79で「はい」を選択した場合 (情報開示レベル：最大4/4ポイント、認識レベル：最大0.75/0.75ポイント、マネジメントレベル：最大1/1ポイント)

カーボンクレジットを使用した主張 – SBTi BVCM



① 科学に基づく短期的な目標を設定:
5~10年先を目標とする1.5°C水準の排出削減目標

② 科学に基づく長期的な目標を設定:
遅くとも2050年までに1.5°C水準と整合する残余水準まで削減する目標

③ バリューチェーンの緩和を超えて:
ネットゼロへの移行において、企業はバリューチェーンを超えてGHG排出削減のための行動をとる必要がある。例えば、質の高い管轄区域内REDD+クレジットを購入したり、直接空気回収技術(DAC)や地中貯留に投資したりすることが挙げられる。

④ 残余排出の中和:
企業が長期的なSBT目標を達成した際に残る未削減の排出量の影響を相殺するため、大気中の炭素を永久的に除去・貯蔵しなければならない。



BVCMの目的

- BVCMは、他の経済的・社会的主体の温室効果ガス排出削減・除去を支援することで、企業が世界のネットゼロ移行を加速させることを可能にする。
- BVCMは、企業が科学的根拠に基づく目標達成に向けて前進する過程で、大気中に放出され続ける排出量に責任を持つことを認めるものである。

カーボンクレジットを使用した主張

クレジットの位置づけ

短期～中期ではBVCM (Beyond Value Chain Mitigation)
活動手法の一つ、長期ではNeutralizationのための炭素除去量
調達手法の一つとしてクレジットは位置づけられている。

Value Chain 内のGHG削減

Reduction – 再エネ(証書含む)・省エネ活動

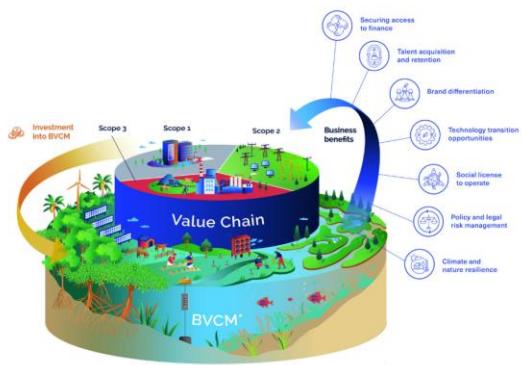
Value Chain 外のGHG削減

BVCM – バリューチェーン外のGHG削減対策 - 削減クレジット・削減貢献量等

Neutralization:

排出削減の影響を中和するための対策 – 植林, CCUS, 固定・吸収系クレジット等

BVCMとは



ビヨンド・バリュー・チェーン・ミティゲーション（BVCM）とは、企業が科学的根拠に基づく目標を超えて行動することで、世界のネット・ゼロ転換を加速させることができる仕組みである。BVCMは、SBTiコードレート・ネットゼロ・スタンダードにおいて、「企業のバリューチェーン外の緩和行動や投資。GHG排出を回避または削減する活動や、GHGを大気から除去・貯蔵する活動を含む。」と定義されている。

引用 : The SBTi releases new reports to help accelerate corporate climate action beyond the value chain - Science Based Targets Initiative (WB和訳)

引用 : カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」

BVCMの目標



目標 1 : 2020年代半ばに地球規模での炭素排出がピークに達し、2030年までに地球規模での炭素排出を半減させるためのさらなる短絡的な緩和成果を提供



目標 2 : システミックな気候変動解決策を実現するために、新しい気候変動解決策や実現可能な活動のスケールアップに追加資金を投入する

BVCMの原則

規模: 緩和の成果を最大限に引き出す

資金ニーズ：資金不足の緩和活動に重点を置く

協同便益（コベネフィット）：SDGsに資する

気候正義：格差への対処

BVCM戦略を設計・実施するための4つのハイレベルステップ

カーボンクレジットがBVCM導入のメカニズムである場合、独立した第三者によって、高品質なカーボン基準のプロトコルによって検証される必要がある。

ステップ1: ネットゼロ目標を設定し、その達成に取り組む

ステップ2: BVCM誓約作成

ステップ3: BVCM実現のための行動

ステップ4: BVCMの活動と成果の報告





カーボン・オフセットでの活用

J-クレジットの無効化

- 同時に選択できる無効化用途は、以下のマトリクス表で「○」となっている組み合わせのみとなります。

1選択目		全クレジット種別										再エネ由来クレジット		省エネ由来クレジット	非化石由来クレジット	JCL	CORSIA		
		温対法での報告				SHIFT事業		カーボン・オフセット				GXリーグ		CDP質問書・SBTでの報告	RE100での報告	省エネ法での報告(共同省エネ)	省エネ法での報告(非化石)	CN行動計画での目標達成	CORSIAにおけるオフセット
		排出量の調整	排出係数の調整(電気)	排出係数の調整(都市ガス)	排出係数の調整(熱)	SHIFT事業	会議・イベント	組織活動	製品・サービス	その他	GXリーグにおける排出量実績の報告	CDP質問書・SBTでの報告	RE100での報告	省エネ法での報告(共同省エネ)	省エネ法での報告(非化石)	CN行動計画での目標達成	CORSIAにおけるオフセット		
全クレジット種別	排出量の調整	-	-	-	-	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×		
	温対法での報告	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	排出係数の調整(電気)	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	排出係数の調整(都市ガス)	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	排出係数の調整(熱)	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	SHIFT事業	SHIFT事業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	会議・イベント	×	×	×	×	×	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×		
	組織活動	○	×	×	×	×	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×		
	製品・サービス	×	×	×	×	×	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×		
	その他	×	×	×	×	×	-	-	-	-	×	×	×	×	×	×	×		
再エネ由来クレジット	GXリーグにおける排出量実績の報告	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×		
	CDP質問書・SBTでの報告	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
	RE100での報告	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
	省エネ由来クレジット	省エネ法での報告(共同省エネ)	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
	非化石由来クレジット	省エネ法での報告(非化石)	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
JCL	CN行動計画での目標達成	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×		
	CORSIAにおけるオフセット	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

【注意点】

上記のマトリクス表で「×」ないし「-」となっている組み合わせは同時選択できません。

| 無効化手続きの手順 (1/3)

1. 「クレジットを使う（無効化）」メニューを選択



2. 無効化方式の選択



- 総量指定方式 : クレジット総量を指定して無効化
(例 : ER 100 t-CO₂)
- シリアル番号指定方式 : クレジットの特定番号範囲で指定

無効化手続きの手順 (2/3)

3. クレジット無効化情報を 入力

- 無効化クレジット種別
 - 無効化するクレジット量or特定番号
 - 用途・目的（例：カーボンオフセット、目標達成等）

出典：J-クレジット登録簿システム「J-クレジット登録簿システム 操作マニュアル 4.3版」

01 カーボン・オフセットでの活用



無効化手続きの手順 (3/3)

4. 入力内容の確認・認証 コードの入力

5.無効化の実行・通知書 出力

メールで届く認証コードをシステムに入力し最終実行
入力後の追加・修正は不可

**無効化処理完了後、無効化通知書が発行される
証明書は印刷・保存して用途に利用**

出典：J-クレジット登録簿システム「J-クレジット登録簿システム 操作マニュアル 4.3版」

| カーボン・オフセットPR時の注意点

・排出削減努力の優先を明確にする

カーボン・オフセットは「どうしても削減が難しい排出」に対して最後の手段です。

排出削減努力を十分に行なう上で、残った分のみをオフセットしていることを明確に伝える必要があります。

・「自社の排出量が減った」という表現は避ける

カーボン・オフセットは、実際に自社の活動から発生するCO2排出量を減らす行為ではなく、あくまで他の場所での削減や吸収活動を自社のCO2排出量の「埋め合わせ」としてクレジットを購入するものです。そのため、「自社の排出量が減った」とPRすることは誤解を招く可能性があります。

・排出量・削減量の根拠と透明性を担保する

算定方法やカーボン・オフセットの仕組み、どのプロジェクト（クレジット）でどれだけの量をカーボン・オフセットしたかを透明に公開しましょう。

・具体的な活動内容と範囲を明示する

「誰が（カーボン・オフセットの主体）、どの活動を、どこで、どのようにカーボン・オフセットしたか」を明確に示すことが必要です。

・誤解を招く表現や過剰なアピールを避ける

「カーボンニュートラル」「ゼロエミッション」などの表現は、消費者に実際以上の環境効果を印象付けやすく、グリーンウォッシュと受け取られる恐れがあります。

【例】	避ける表現	推奨表現
	●t-CO2排出量を削減した	●t-CO2分をカーボン・オフセットした
	カーボンニュートラル	削減努力の上、残余分をカーボン・オフセットした

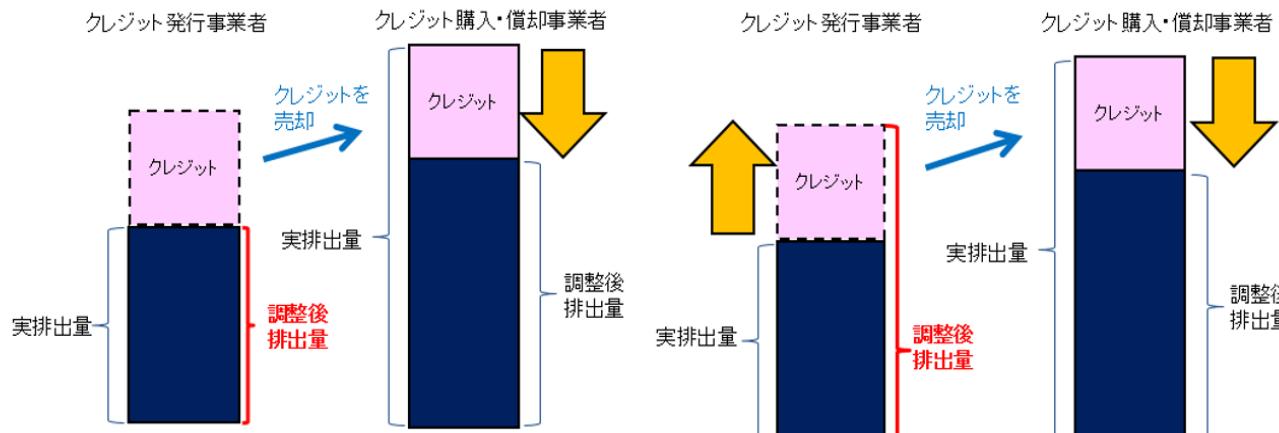
| ダブルカウントの防止

[注] クレジットの移転に係る環境価値のダブルカウントの防止措置

● 温対法における上乗せ報告

- ✓ クレジットを発行する事業者が温対法の対象者である場合、事業者自身の排出削減活動によって発行されたクレジットを移転する際（プログラム型の場合は創出する際）には、**その移転分を事業者自身の調整後温室効果ガス排出量として、クレジットの移転が行われた年度に加算して報告する必要があります。**
(他者が発行したクレジットを移転する場合については、加算の必要はありません)

] – クレジットが移転された場合や代理無効化した場合
⇒ プロジェクトのCO2削減分の環境価値は、移転先や代理無効化で無効化対象となった事業者に帰属するため、プロジェクト実施者はその分の環境価値の主張ができないくなる。



○主張できる内容 :

- (例 1) 当該事業は、] – クレジット制度に登録されたプロジェクトとして、地球温暖化対策に貢献しています。

○主張できない内容 :

- ✗ (例) 当該事業によりCO2を〇〇t削減しています。

| 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い

Google 提供 検索

本文へ English 読み上げ・文字拡大 使用方法 利用者別に調べる サイトマップ 音声読み上げツール起動

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 法令等 / 文書回答事例 / 消費税 / 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(抜粋)

**実務対応報告第15号
排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い(抜粋)**

平成16年11月30日
改正平成18年7月14日
企業会計基準委員会

1 本実務対応報告の対象とする排出クレジットとその性格
 (1) 本実務対応報告の対象とする排出クレジット
 本実務対応報告は、京都メカニズムにおける排出クレジットを対象とし、それは二酸化炭素換算量で示される。なお、京都メカニズム以外の排出クレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行うものとする。

3 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理
 (1) 他者から購入する場合
 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを他者から購入する場合、通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。したがって、将来の一定時点で排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では取引を認識せず、引渡しを受けた段階で取引を認識する。引渡しを受けた排出クレジットについては、取得原価により棚卸資産として処理し、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。
 なお、排出クレジットの取得の前に資金を支出している場合には、原則として「前渡金」とするが、通常、取得に至るまでの期間が長期になると想定されることから、明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否を検討することが適当である。

法令等

- ▶ 税法 (e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)
- ▶ 法令解釈通達
- ▶ その他法令解釈に関する情報
- ▶ 事務運営指針
- ▶ 国税庁告示
- ▶ 文書回答事例
- ▶ 質疑応答事例

排出権の取り扱いについては、個別状況により判断等も変わる可能性もございます。

あくまでも一般的な取り扱いとしては下記のとおりとなります。

※個別の事案については顧問税理士・会計士の方などにご相談ください

クレジットの償却前：

「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。

クレジットの償却後：

これを費用(原則として、「販売費及び一般管理費」とすることが考えられる。)として計上する。

J-クレジットは、金商法上の有価証券や金融商品に該当するのでしょうか？

- 金商法における有価証券や金融商品に該当しません。（2022年10月金融庁確認済）

J-クレジットを無効化（償却）した場合、法人税の取扱いはどのようになるのでしょうか？

- J-クレジット制度に基づいて発行されるJ-クレジットの法人税及び消費税の取扱いについては、以下のとおりです。（2014年2月国税庁確認済）

法人税については、J-クレジットを購入し、当該J-クレジットをJ-クレジット登録簿における同法人の保有口座から無効化口座に移転する場合には、当該J-クレジットが無効化口座に記録された日（当該J-クレジットの無効化口座への移転が完了した日）を含む事業年度において、原則として、当該J-クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金の額として損金の額に算入できます。

また、消費税については、内国法人が他の内国法人にJ-クレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる一方、内国法人による他の内国法人からのJ-クレジットの購入については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。なお、上記取扱いについては、旧両制度（国内クレジット制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度）と同様の取扱いとなります。

【参考】

- ・[国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについて](#)
- ・[オフセット・クレジット（J-VER）の取引に係る税務上の取扱いについて](#)

- カーボン・クレジットは、脱炭素の取組へのインセンティブの付与等、2050年カーボンニュートラル実現において重要な役割を担うことが期待されている。2026年度からの排出量取引制度の本格稼働を契機として、より一層の取引の拡大・多様化が見込まれる。こうした状況の下、他の金融資産同様、カーボン・クレジット取引の健全な発展のためには、その透明性・健全性（Financial Integrity）の向上による投資家保護の確保が重要。
- こうした観点から、2024年6月より本検討会を開催。金融界を中心とする関係者へのヒアリングを通じて把握されたカーボン・クレジットの取引実態等を踏まえ、取引の透明性・健全性の向上において重要な論点を整理し、2025年6月に報告書として公表。

I. 足許の取引に係るストックテイクの成果

取引プラットフォーム、売買に係る仲介、組成支援、金融関連商品の組成、リスク管理、信頼性評価、テック活用等の実態・事例

II. 論点整理の骨子

1. 取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項

- ✓ 適切な情報開示、利益相反の防止、関係法令の遵守
- ✓ 取引参加者の知識・経験等の適格性
- ✓ 円滑且つ健全な市場形成に向けた実務の創意工夫・関係者間の連携
- ✓ 法的性質・会計上の位置付け

3. 取引所・取引インフラに関する事項

- ✓ 登録簿の正確性の確保、公正な市場アクセス・取引の確保
- ✓ 取引所・決済インフラのリスク管理
- ✓ 取引の標準化（データ・契約書・商品設計等）
- ✓ デリバティブ取引に係る留意事項
- ✓ クレジット評価機関の透明性・公平性

2. 取引仲介者・クレジット売主に関する事項

- ✓ 顧客属性等に応じた適切な商品説明・販売
- ✓ 顧客本位の業務運営の確保
- ✓ 取引仲介者におけるリスク管理

4. クレジット買主に関する事項

- ✓ クレジット評価や保険サービスの活用のあり方
- ✓ カーボン・オフセットに係る情報開示のあり方（クレジットの性質等）
- ✓ 利用者の気候戦略におけるクレジットの位置付け

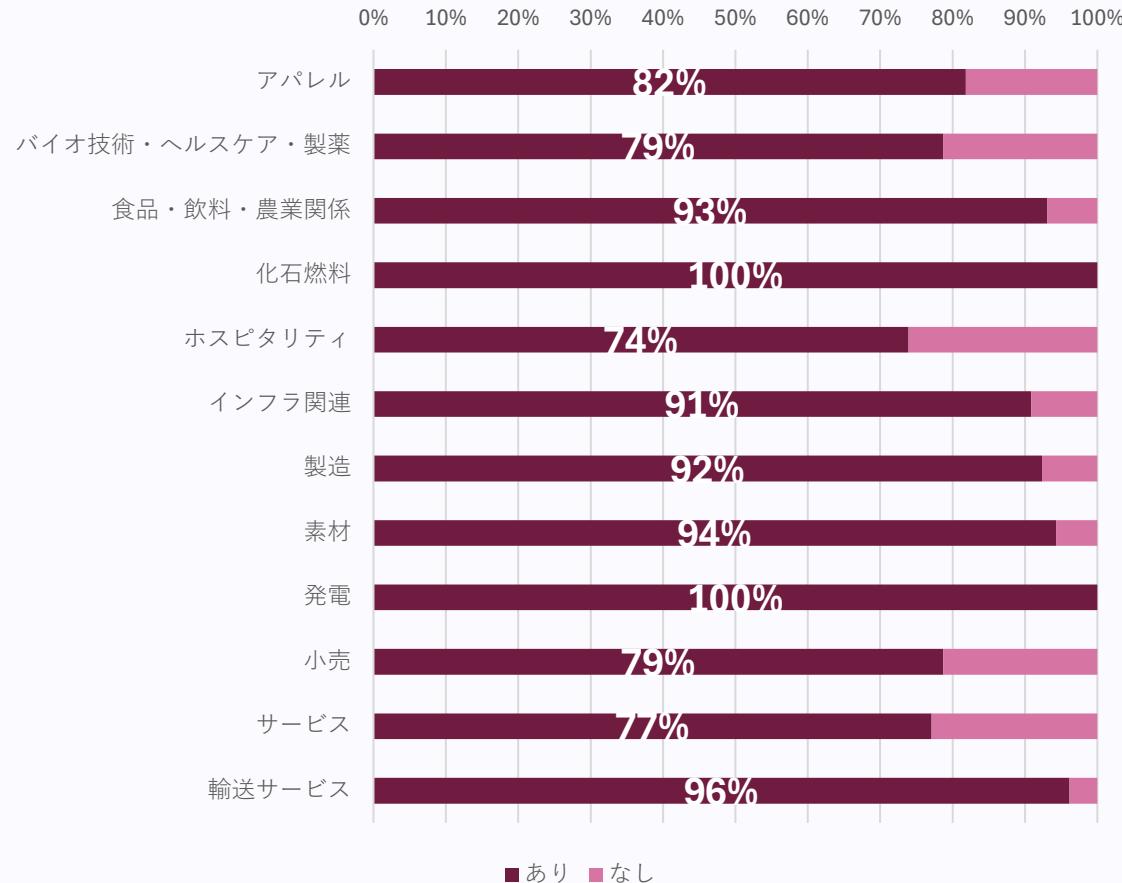
The background image is an aerial photograph of a dense tropical forest. The canopy is composed of numerous green trees of varying heights and shades of green. Sunlight filters through the leaves, creating bright highlights and deep shadows. Some thin white lines, possibly power or cable car lines, are visible across the scene.

參考資料

01 排出削減目標設定状況 (7.53)

| 回答企業の87%が排出削減目標を設定。セクターごとに多少ばらつきはあるが全セクターで7割を超える

► 7.53 報告年に有効な排出量目標はありましたか。



排出削減
目標あり

87%
1,167社

- セクター別では、化石燃料、発電100%、続いて輸送サービス96%、素材94%、食品・飲料・農業関係93%、製造92%、インフラ関連91%が特に高いが、他のセクターでも7割を超える
- 目標種類としては、総量目標が多い。1,167社のうち1,072社が総量目標あり（他の目標との複数回答も含む）

回答企業のうち「総量目標」「原単位目標」「ポートフォリオ目標」いずれかの目標を設定している企業
n = 1341 (回答企業数)

02 SBTi認定取得状況（7.53.1、7.53.2）

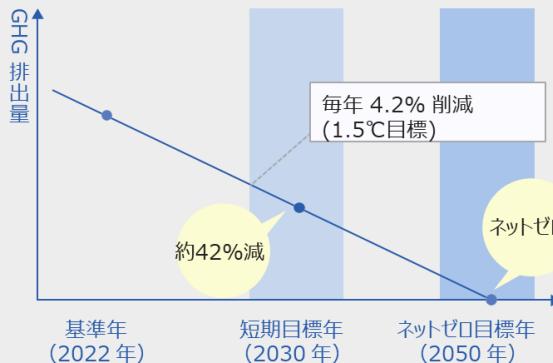
| 排出削減目標がある企業のうちSBTi認定目標がある企業は、総量目標では224社(21%)、原単位目標では17社(7%)

SBT (Science Based Targets) とは？

産業革命時期比の気温上昇を2℃を十分に下回り1.5℃に抑えるために、気候科学(IPCC)に基づく削減シナリオと整合した中長期の削減目標。

2030年付近までの約半減を宣言する**短期目標**と、2050年以前までのネットゼロを宣言する**ネットゼロ目標**がある。

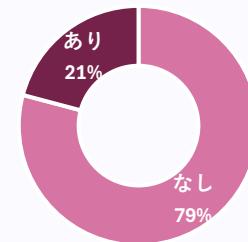
SBTイニシアティブが企業の目標を審査し認定を与えている。



日本企業の認定数は年々倍増ペースで2025年1月末時点の累計認定数1,435社（うち中小企業1,165社）

出典：環境省・経済産業省・農林水産省
グリーンバリューチェーンプラットフォーム

▶ 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



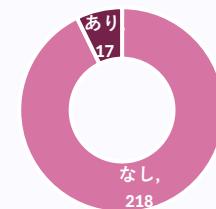
224社

総量目標あり企業のうち
SBT認定目標あり

審査中 41社

認定数多いセクターは
製造82社
サービス46社
インフラ34社
素材20社

▶ 7.53.2 排出の原単位目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください。



17社

原単位目標あり企業のうち
SBT認定目標あり

審査中 3社

認定数多いセクターは、
製造8社
サービス・素材・
運輸2社

02 SBTi認定取得状況（7.53.1、7.53.2）

SBTi認定目標あり企業の気候移行計画設定状況 - 8割を超える企業が気候移行計画あり

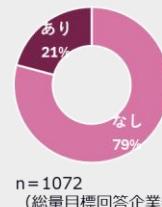
気候移行計画とは？

「組織が既存の資産、運用、およびビジネスモデル全体を、最新かつ最も野心的な気候科学の推奨事項に沿った軌道に向けて方向転換する方法を明確に概説する期限付きの行動計画」
(CDP)

- ✓ SBTiネットゼロ基準v2.0改定案では、目標審査から12か月以内に、気候移行計画の策定、公開を求める案あり

8割以上の企業で目標とセットで計画も立てられている。
CDPでは信頼できる気候移行計画の原則、要素を提示している。これらを満たせているかは要確認。

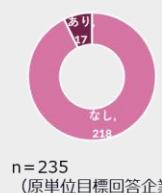
7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



224社

総量目標あり企業のうち
SBTi認定目標あり
審査中 41社

7.53.2 排出の原単位目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください。



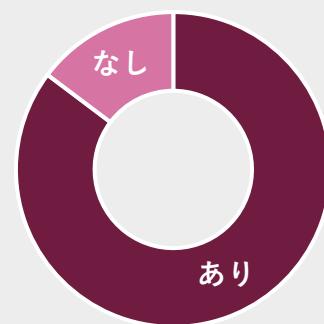
17社

原単位目標あり企業の
うちSBTi認定目標あり
審査中 3社

▶ 5.2貴組織の戦略には気候移行計画が含まれていますか。

85%

SBTi認定目標あり企業のうち気
候移行計画あり
(総量)



100%

SBTi認定目標あり
企業のうち気候
移行計画あり
(原単位)



| 排出削減目標のベストプラクティス : (SBTi認定目標 or SBTi水準目標) + 長期目標(ネットゼロ含む) + Scope3目標

	SBTiルート	CDPルート
Scope1,2目標		
組織範囲		組織全体
カバー率 除外	SBTi認定目標あり	排出量の95%以上をカバー 重大な除外がない
目標年		目標設定年から5~10年先の目標
進捗率	進捗率あり (0より大きい)	
野心度	1.5℃整合	年率4.2%削減
長期目標	SBTi認定ネットゼロ目標あり もしくは ネットゼロ目標あり、かつ、排出量の95%以上をカバーする、 目標設定年11年以上先の長期目標あり	ネットゼロ目標あり、かつ、排出量の95%以上をカバーする、 目標設定年から11年以上先の長期目標あり
Scope3目標		
Scope3目標	SBTi認定Scope3目標あり もしくは Scope3が総排出量の40%未満	Scope3が総排出量の40%以上の場合、Scope3の66% 以上をカバーするScope3目標あり

※CDPルートではリーダーシップレベル3点満点中2.75点が最大

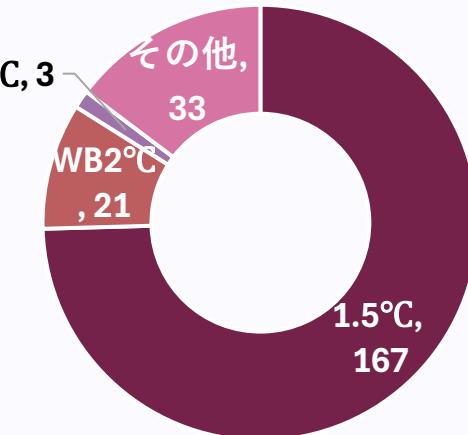
■ 目標の野心度は、SBTi認定取得企業では1.5°C水準75%、認定なし企業では4.2%/年以上は43%に留まる

► 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

SBTiルート

SBTi認定あり企業
の
Scope1,2目標
野心度 1.5°C水準

WB2°C 9%、2°C 1%



n=

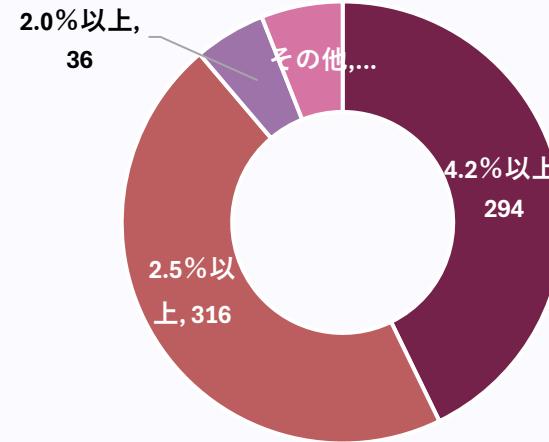
(総量Scope1,2短期目標あり・SBTi認定あり企業数)

CDPルート

SBTi認定無し企業の
Scope1,2目標
野心度 4.2%/年以
上削減

43%

2.5%/年以上 46%、2.0%/年以上 5%



n=

(総量Scope1,2短期目標あり・SBTi認定なし企業数)

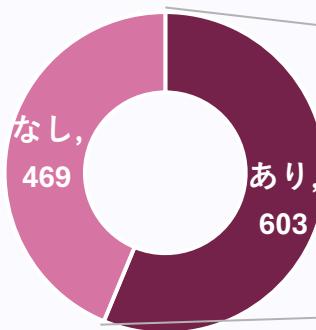
- SBTi認定済企業でも WB2°C水準、2°C水準のままの企業が若干残っている。
- SBTi認定無し企業では削減率2.5°C%/年企業が最も多く、野心度の引き上げが期待される。

■ ネットゼロ目標回答企業は56%、うちSBTiネットゼロ認定は49社(8%)、Scope1,2長期目標回答は42%に留まる

ネットゼロ目標

► 7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を入力します

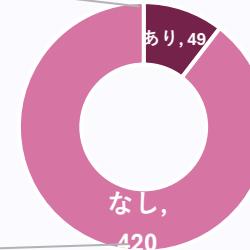
総量目標ありのうち
ネットゼロ目標あり
企業（7.54.3で
ネットゼロ目標詳細
を回答）



7.53.1で総量目標ありと回答した企業のうち、
7.54.3でネットゼロ目標ありと回答した企業
n=1072 (総量目標回答企業数)

ネットゼロ目
標ありのうち
SBTiネットゼ
ロ認定あり

8%
49社



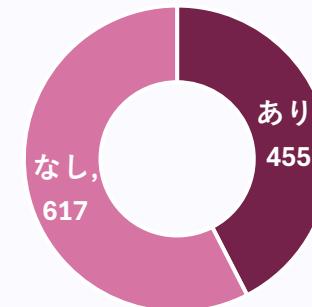
7.54.3でネットゼロ目標ありと回答し、
SBTiネットゼロ認定ありと回答した企業
n= 603 (ネットゼロ目標あり企業数)

長期目標

► 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況
の詳細を記入してください

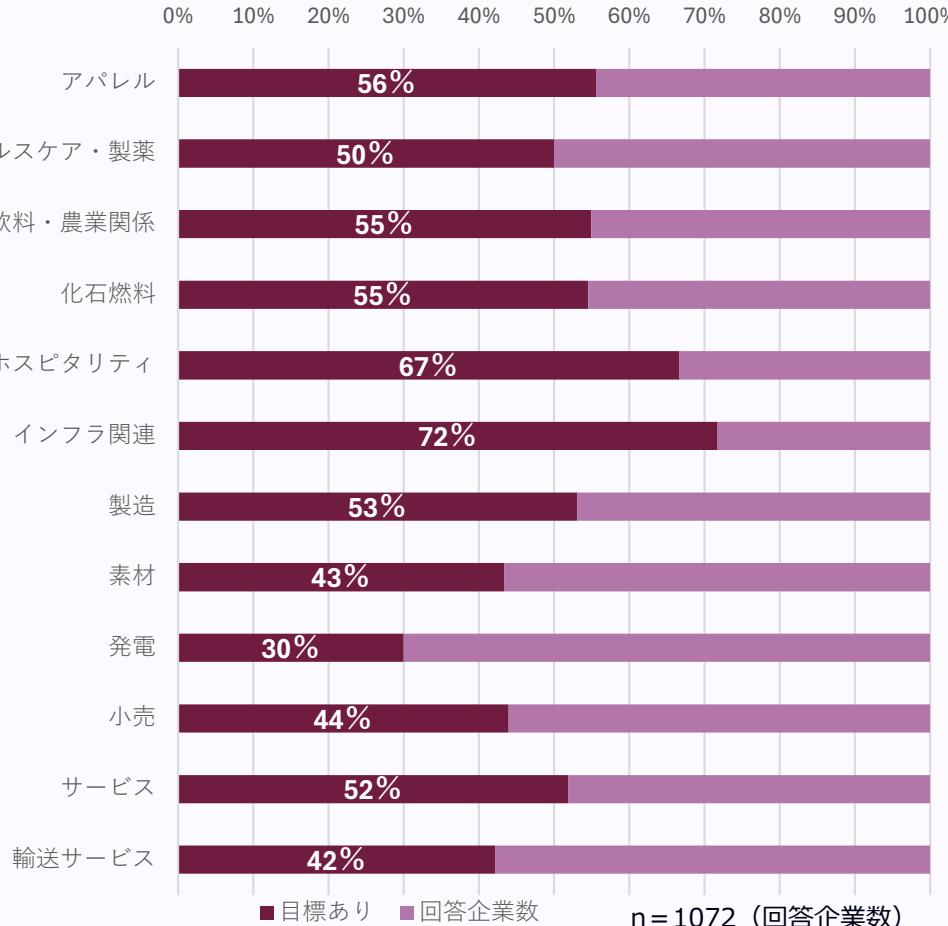
総量目標ありのう
ちScope1,2関連
長期目標あり企業
(Scope1・2単独、
Scope1+2、
Scope1+2+3
複合)

42%



n = 1072
(総量目標回答企業数)

| Scope1,2関連目標は全ての企業が設定。一方、Scope3関連目標は51%に留まる。



►7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

総量目標ありのうちScope3関連目標あり (Scope3単独、Scope1+2+3複合)

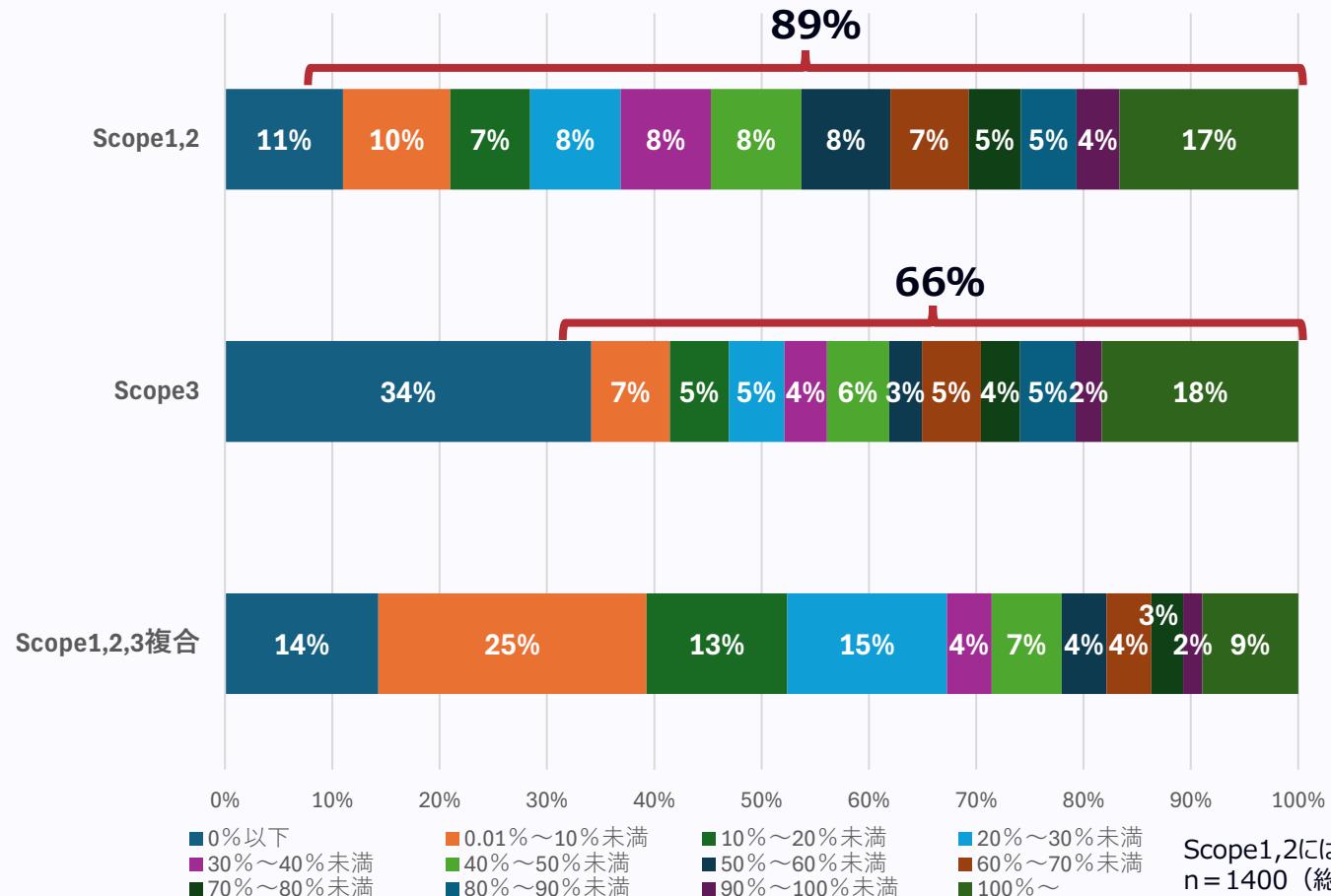
51%

- 総量目標を設定している企業の全てがScope1,2関連目標を設定
- Scope3目標は約半数が設定
- Scope3目標設定割合が高いのは、インフラ関連72%、ホスピタリティ67%、アパレル56%、食品・飲料・農業関係、化石燃料55%

03 総量削減目標の詳細 (7.53.1) - 進捗状況

| Scope1,2目標は89%が進捗あり。一方、Scope3目標は66%に留まる。

►7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください



Scope1,2 :

- 進捗あり 89% (進捗0%以下 11%)
- 達成済(100%～) 17%
- 進捗率0.01%～10%未満、20%～30%未満、30%～40%未満、40%～50%未満、50%～60%未満が多い

Scope3 :

- 進捗あり 66% (進捗0%以下 34%)
- 達成済(100%～) 18%
- 進捗率0.01%～10%未満、40%～50%未満、10%～20%未満、20%～30%未満、60%～70%未満、80%～90%未満が多い

Scope1,2にはScope1、Scope2単独目標も含む
n = 1400 (総量目標回答数※複数回答あり)

目標達成に最も貢献した排出削減活動例

► 7.53.1 排出の総量目標とその目標に対する進捗状況の詳細を記入してください

Scope1,2削減活動の例

再エネ電力の導入

追加性の高い導入方法から優先的に検討

高



追加性

- 自家発電
- オンサイトPPA
- 直送PPA
- 物理的PPA
- VPPA

低



- 電力事業者との小売契約
- エネルギー属性証明書

Scope3削減活動の例

サプライヤーエンゲージメント

サプライヤーへの働きかけを開始

情報収集

排出量データ、目標情報等の収集

キャパシティビルディング

トレーニング、サポート、ベストプラクティス等の提供

金銭的インセンティブ

表彰制度等

イノベーションとコラボレーション

共同開発、共同投資等

CDP2024 5.11.7「環境問題に対する貴社のサプライヤーの取り組みについて、さらに詳しくご記入ください」の選択肢から主のものを抜粋

I ネットゼロ目標のベストプラクティス



ネットゼロ目標とは

- Scope1,2,3排出量をゼロ、または1.5°Cシナリオまたはセクター経路において、グローバルまたはセクターレベルでネットゼロに到達することと整合する残留レベルまで削減
- ネットゼロ目標日における残留排出量と、目標達成後に大気中に放出されるGHG排出量を中和すること
(SBTiネットゼロ基準)

ネットゼロ目標ベストプラクティス	
Scope	Scope1,2,3
組織範囲	組織全体
目標年	2051年より前
短期目標	SBTi水準の目標あり
中和	必須
BVCM	推奨（任意）

▶ 7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を記入してください

ネットゼロ目標回答企業 **646社**うちSBTi認定取得企業 **51社 8%**

ネットゼロ目標あり企業のうちScope1,2,3を範囲とする目標を設定している企業

41%Scope1,2,3,
41%

Scope1,2,53%

ネットゼロ目標あり企業のうち組織全体を範囲とする目標を設定している企業

90%

国／地…事業部門, 8

組織全体, 90%

ネットゼロ目標あり企業のうち目標年が2051年以前の企業の割合

100%

~2030, 2%

~2040, 8%

~2051, 89%

n = 646 (ネットゼロ目標回答企業数)

04 ネットゼロ目標の詳細（7.54.3）



| 中和予定の企業は7割近く。一方、BVCM予定の企業は2割に留まる

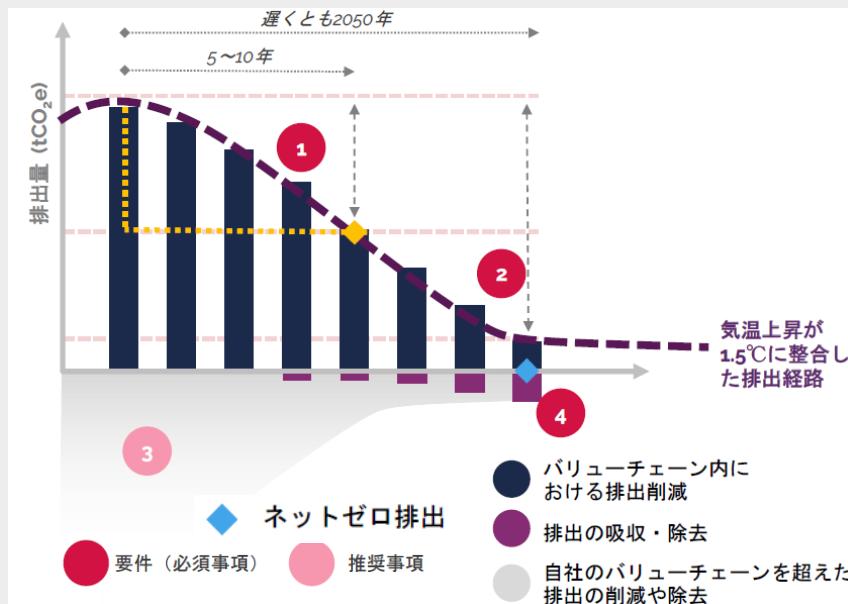
中和とBVCMとは

④ 中和（Neutralization）

企業が大気中から炭素を除去し、永久に貯蔵することで、削減されずに残っている排出の影響を相殺するためにとる措置

③ BVCM（Beyond value chain mitigation：バリューチェーンを超えた緩和）

企業のバリューチェーンの外に位置する緩和行動や投資

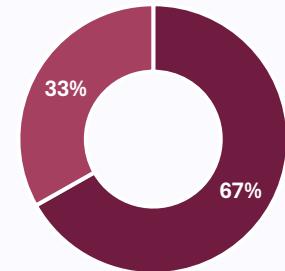


出典：CDPジャパン「2023年CDP気候変動質問書回答に向けて(補助資料)」

▶ 7.54.3 ネットゼロ目標の詳細を記入してください

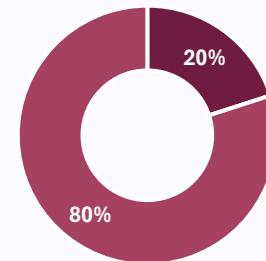
ネットゼロ目標あり企業のうち
残余排出量を中和予定

67%



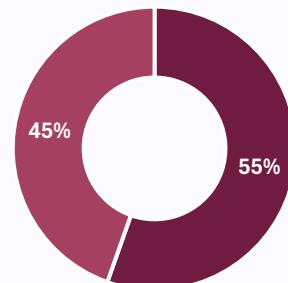
ネットゼロ目標あり企業
のうちBVCMの計画あり

20%



ネットゼロ目標あり企業の
うち中和やBVCMに炭素
クレジットを利用予定

55%



n = 646 (ネットゼロ目標回答企業数)